

重量超過車両の撲滅に向けて ～悪質な違反者への初の告発～

中日本高速道路株式会社では、道路構造物の劣化に多大な影響を与えるとともに、重大な交通事故に繋がるおそれのある重量超過車両に対して、本年4月から新たな取締りを強化することとし、特に悪質な違反者については警察機関に対して告発を行うなど違反車両の撲滅に取り組んでおります。

1. 初の告発

2015年5月29日に東名高速道路 横浜町田インターチェンジにおいて、道路法に違反して大型トレーラーを通行させた運転手およびその雇用主を神奈川県警察に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との連名で7月29日に告発を行いました。

今年1月に国土交通省から打ち出された、「車両総重量が基準の2倍以上となる重量超過の悪質違反者に対しては、その違反の事実をもって告発を行う」実施方針に基づくものであり、当社では初の告発事案となります。今後も悪質な違反者に対しては、関係機関と連携して告発を行ってまいります。

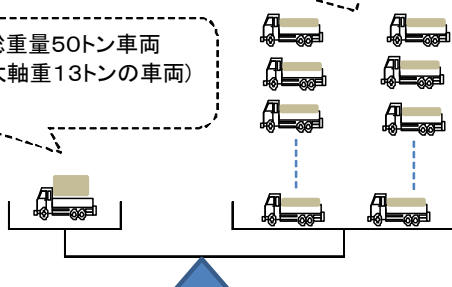
【告発対象事案】

- ◇取締日時 2015年5月29日（金）11時50分頃
- ◇取締場所 東名高速道路 横浜町田インターチェンジ
- ◇告発日 2015年7月29日（水）
- ◇告発対象 道路法第47条による基準25トンを超えて2倍以上超過する車両総重量50.75トンで大型トレーラーを通行させた運転手及びその雇用主である株式会社■■■■（神奈川県■■市■■区、代表者：■■■■）を告発したもの



一般的な総重量20トンの車両
(最大軸重8トンの車両)の340台分

総重量50トン車両
(最大軸重13トンの車両)



車両の重量による道路構造物の劣化に及ぼす影響は、道路橋の床版で1.2乗といわれています。重量超過車両（総重量50トン）の通行による床版への疲労蓄積は、一般的な大型車両（総重量20トン）の約340台分[$(13/8)$ の1.2乗]になります。

2. 新たな取締り ～積荷の軽減、通行の中止

インターチェンジ入口に専門の取締隊を配置し、車両を計量スペースに引き込み車重計により計測、違反車両に対しては高速道路からの退去を命じる「Uターン」などを措置しています。4月から新たに、一定重量以上の重大な違反に対して、重量を減少させる「積荷の軽減」や、通行許可を取得するまでその場で停止を命ずる「通行の中止」を導入しました。

【実施実績】

No	月日	取締場所	違反概要 【積載物】	措置内容
1	4/27	中央道	総重量55.6t※ 【建設機械】 ※基準の2倍以内	通行の中止
2	5/26	東名高速道路	総重量37.3t 【三州瓦】	積荷の軽減
3	6/29	伊勢湾岸自動車道	総重量43.9t 【廃材】	積荷の軽減
4	7/10	東名阪自動車道	総重量40.25t 【木材】	積荷の軽減



車重計により重量超過判明



積荷の軽減により重量超過解消、通行可

【積荷の軽減の事例】
7/10 総重量 40.25 トン（木材）



積荷の軽減の作業中

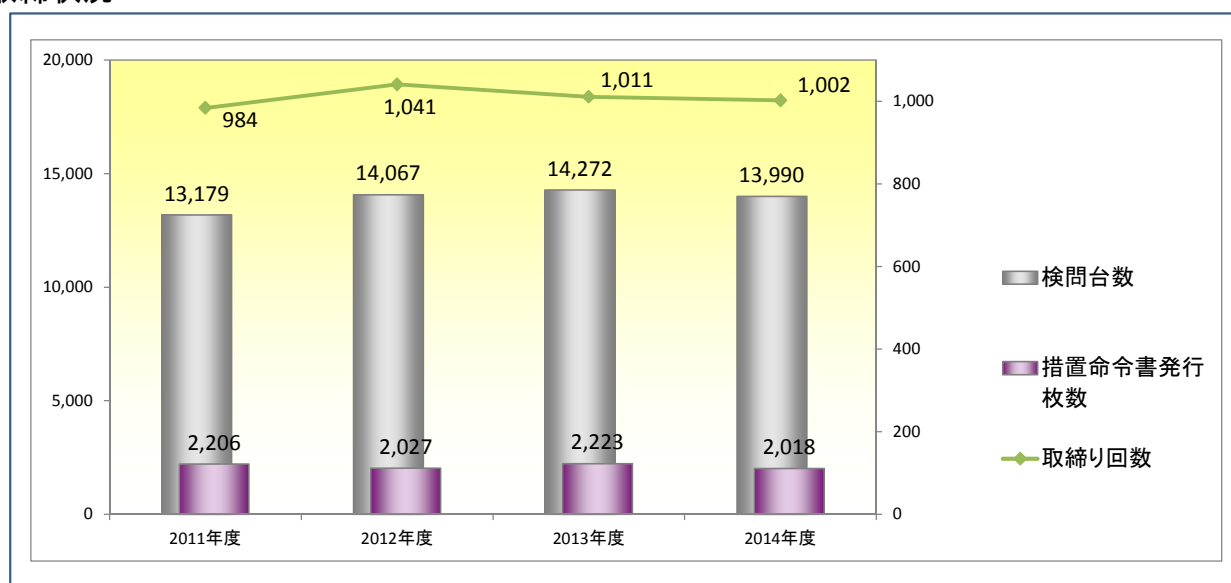
◇違反者の指導

違反を繰り返す者については、当社の講習会を受講させ個別指導し、さらに違反の場合、大口・多頻度割引の停止等を実施します（2013年度 2件）。4月から新たに常習違反者に対して、会社名等を高速道路機構のホームページで公表、許可の取消しなどを行うこととしております。

【講習会参加者数の状況】

2012年度	2013年度	2014年度
58社	63社	61社

◇取締状況



◇関係法令

○重量超過車両の取締り根拠【抜粋】

道路法第47条

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

車両制限令第3条（車両の幅等の最高限度）

第三条 [法第四十七条第一項](#) の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、次のとおりとする。

二 重量 次に掲げる値

イ 総重量 高速自動車国道又は道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値、その他の道路を通行する車両にあつては二十トン